

# 中学校・高等学校 部活動における 芝スポーツセンターの利用について

芝スポーツセンターを部活動で利用する場合は、以下の内容をご理解いただき、全ての利用者が気持ちよく運動できるようご協力願います。

部活動は学校の施設、設備を用い、学校の定める範囲内で行ってください。

当センターの定期的な利用は認めません。しかし、学校施設の都合や大会に向けての強化練習で利用することは可能です。

ただし、今後部活動利用が多くなり、一般利用者に不便が生じるような場合は、利用をお断りするなど一般団体を優先することをご理解ください。

## 1. 団体登録（ID）について

平成24年12月1日より学校部活動での予約システム申込みは廃止され、利用許可申請書での申請のみとなります。それに伴い、一般団体として取得していた予約システムIDも利用不可となります。

## 2. 利用申請(予約)・利用前の手続きについて

### ①利用希望日が翌月の場合

◎希望日の前月の20日から25日までに各施設の窓口で申請をする。

申請書は窓口にてお渡ししますが、任意の書式でもかまいません。

利用したい「施設名・日付・時間・人数」を記入し、**必ず校長名にて校長印押印**のうえ、当センターへ申請してください。(体育館使用の際はコート数もご記入ください)

↓ 施設側で予約調整 ↓

◎申請後は同月26日から、施設利用許可の可否(仮予約)を書面にてお伝えいたしますので同月中に必ず当センター窓口までおこしください。

↓ ↓ ↓

◎ご利用日(仮予約日)当日、窓口にて許可申請(本予約)が必要です。

部活動顧問等、学校関係者が窓口にお越しください。許可申請(本予約)後、施設の利用が可能となります。

### ②利用希望日が同月の場合（上記①の期間外）

◎利用許可申請書に必ず校長印を押印のうえ、窓口にて申請してください。申請書に不備がなければその場で利用可否をお伝えします。

※利用の主体は学校であり、当センターの施設を学校が利用することを許可するものである為、**校長印の無いものは受理できません**のでご注意ください。

※申請いただいた内容に添えない場合があります。

※申請手続きは部活動顧問等、学校関係者のみとし、外部指導者・生徒・父兄は申請できません。

## 3. 利用の制限

・中学校の利用は18時までとする。

・土曜日・日曜日・祝日は利用できません。

・利用の場合は顧問または、教員が引率・指導する。

(学校指定外の外部指導者・保護者・生徒だけの活動は許可しない。)

・予約した時間に間に合わない、活動を中止するなど、予定変更が生じた場合は、速やかに事務所へ連絡すること。(利用予定時間を過ぎての申し出は受付けない)連絡なく遅刻したり、利用を中止した場合は嚴重注意とし、改善がみられない場合は、利用を停止する。

・野球場のナイター利用は認めない。

・施設上の問題がない限り主たる活動の場は学区内のスポーツセンターとし、競技種目外、目的外の利用は認めない。

・また、他のスポーツセンターの利用を希望する場合は、事前に当該スポーツセンターに利用方法等を確認すること。